

食事サービスに関する事項の掲示

入院時食事療養費

当院は厚生労働大臣の定める入院時食事療養費(I)・入院時生活療養費(I)を届け出ており、管理栄養士により、患者様の疾病・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養を行っております

特別管理給食

当院は厚生労働大臣が定める基準による特別管理給食を提供しており、管理栄養士によって管理された給食が、適時(夕食は午後6時以降)・適温で提供されます

選択メニュー

当院では、一般食の提供を受けている患者様は、平日の昼食・夕食に、患者様に対して提示した複数のメニューからお好みの食事を選択することができます(自己負担はありません)

治療食の提供(腎臓病・肝臓病・糖尿病など)をしています

食堂における食事の提供をしています

負担額について

一般(市民税課税世帯)の方	(注1)	1食 490円
市民税非課税世帯の方	(注2)	1食 230円(91日目以降は180円)
70歳以上で所得が一定基準以下(低所得者I)	(注2)	1食 110円

(注1) 難病・小児慢性特定疾患の方は、1食280円

(注2) 負担額を減額するためには、減額認定証の掲示が必要です